

歩行者や周囲の交通に著しい危険をもたらす悪質な危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」を受講しなければならないことになります。

悪質な危険行為で3年以内に2回以上摘発されると…

自転車運転者講習の受講命令

命令を受け3ヶ月以内に自転車運転者講習を受講



命令を無視して受講しない場合
5万円以下の罰金

講習につながる自転車の危険行為(14項目)

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路(場所)の通行
- 3 歩行者用道路での歩行者妨害
- 4 通行区分違反(歩道通行、右側通行等)
- 5 路側帯での歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切への立ち入り
- 7 交差点での優先車妨害
- 8 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 一時不停止
- 11 歩道での歩行者妨害等
- 12 ブレーキ不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反

傘差しやスマホ使用の片手運転で事故を起こしたなど

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



「ながらスマホ」は絶対にダメ!

自転車ハンドブック



青森県

～自転車のルール「知って」「守って」安全に～